

第1節 施設の復旧対策

(市民生活部、総務部、財務部、健康福祉部、産業部、建設部、教育部、上下水道部、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関)

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。この計画の策定に当たっては、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分検討して作成する。

なお、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、激甚災害指定基準に該当する場合は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を、早期に受けられるよう努める。

第1 災害復旧事業計画の作成

市は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

1 復旧事業計画の基本方針

復旧事業計画の基本方針については次のとおりである。

(1) 災害の再発防止

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、計画を作成する。

(2) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災状況等を的確に把握し、速やかに効果が上がるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

2 災害復旧事業の種類

災害復旧事業の種類は以下のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上・下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 復旧上必要な金融その他資金計画
- (11) その他の計画

第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

市は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、その費用の全部又は一部を国又は県が負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を策定し、国の災害査定実施が速やかに行えるよう努める。

このうち、特に公共土木施設の復旧については、被災施設の災害の程度により緊急の場合に応じて、公共土木施設災害復旧国庫負担法その他に規定する緊急査定が、実施されるよう必要

な措置を講じる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により明らかにされている。

災害復旧事業費の決定は、県知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担又は補助して行う、災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下この節において「激甚法」という。）に、基づき援助される事業は、以下のとおりである。

1 法律に基づき一部負担又は補助するもの

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公共学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- (9) 農林水産施設災害復旧費国庫負担の暫定措置に関する法律
- (10) 市が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置

2 激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という）が発生した場合には、市は、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速、かつ、円滑に実施できるよう措置するものとする。激甚災害の指定については第3に示すとおりである。

なお、激甚災害に係る公共施設等の復旧に対する財政援助措置の対象は以下のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ① 公共土木施設災害復旧事業
- ② 公共土木施設災害関連事業
- ③ 公共学校施設災害復旧事業
- ④ 公営住宅災害復旧事業
- ⑤ 生活保護施設災害復旧事業
- ⑥ 児童福祉施設災害復旧事業
- ⑦ 老人福祉施設災害復旧事業
- ⑧ 身体障がい者更生援護施設災害復旧事業
- ⑨ 知的障がい者援護施設災害復旧事業
- ⑩ 婦人保護施設災害復旧事業
- ⑪ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- ⑫ 感染症予防事業
- ⑬ 堆積土砂排除事業
 - ・公共施設の区域内の排除事業
 - ・公共的施設区域外の排除事業
- ⑭ たん水排除事業

(2) 農林水産施設災害復旧事業等に関する特別の助成

- ① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

- ③ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ④ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- ⑤ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- ⑥ 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助
- ⑦ 森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- ② 小規模事業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
- ③ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ④ 中小企業に対する商工組合中央金庫の融資に関する特例

(4) その他の財政援助及び助成

- ① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- ② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ③ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- ④ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- ⑤ 水防資材費の補助の特例
- ⑥ り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- ⑦ 公共土木施設、公共学校施設、農地農業用施設、林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ⑧ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第3 激甚災害の指定

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

第4 災害復旧事業の実施

市、指定地方行政機関、指定公共機関及び地方指定公共機関等は、復旧事業を早期に実施し、災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について、必要な措置を講ずる。

復旧事業の事業費が決定され次第速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率を上げるように努める。

第2節 被災地の生活安定

(総務部、市民生活部、健康福祉部、産業部、財務部、上下水道部、社会福祉協議会
日本赤十字社福島県支部、市内郵便局、福島公共職業安定所、市内商工会)

大規模災害時には、多くの人が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そのため、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、防災関係機関と協力し、被災地の生活の安定のため緊急措置を講ずるとともに、適切な情報提供に努める。

第1 災害見舞金の支給

伊達市災害見舞金の交付等に関する要綱の規定に基づき、災害により次の被害を受けた居住世帯の世帯主に対し災害見舞金を支給する。

- (1) 住家が全焼、流失又は全壊
- (2) 住家が半壊、半流失又は半壊

第2 義援金の配分

1 伊達市災害義援金の配分

市に寄託された義援金は、義援金配分委員会を組織して協議の上、被災者に配分する。

2 国義援金の配分

日本赤十字社、中央共同募金会、NHKなどに寄託された義援金は、国の義援金配分委員会において配分基準などが決定され、福島県を通じて市に送金されるので、市義援金と併せて被災者に配分する。

3 県義援金の配分

福島県に寄託された義援金は、県の義援金配分委員会において配分基準などが決定され、市に送金されるので、国義援金と同様に市義援金と併せて被災者に配分する。

第3 災害弔慰金の支給

市長は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び伊達市災害弔慰金の支給に関する条例の規定に基づき、災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

第4 災害障害見舞金の支給

市長は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び伊達市災害弔慰金の支給に関する条例の規定に基づき、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

第5 被災者の生活確保

1 職業あっせん計画

市は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、必要に応じ相談窓口を設置するとともに、福島公共職業安定所長が行う以下の措置に対して協力し、離職者の早期再就職のあっせん等を行う。

- ① 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- ② 公共職業安定所に出頭することが困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回

職業相談の実施

- ③ 職業訓練受講指示・職業転換給付金制度の活用等
- ④ 災害救助法が適用され、市長から労務需要があった場合の労働者のあっせん

2 雇用保険の失業給付に関する特例措置

福島公共職業安定所長は次の措置を行う。

- (1) 証明書による失業の認定
災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行う。
- (2) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給
災害が、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第25条に定める措置が適用された場合は、災害による休業のために賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

3 租税の徴収猶予等の措置

市は、被災者の納付すべき市民税、固定資産税等の地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

4 郵便関係措置等

日本郵政グループは、災害が発生した場合、その被害状況並びに被災地の実情に応じて郵政事業にかかわる災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

(1) 小包郵便物等の料金の免除

総務大臣が公示した場合は、当該災害地の被災者の援助を行う地方公共団体又は日本赤十字社に宛てた救助用物資を内容とする小包郵便物、現金書留等の料金を免除する。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

当該災害地の被災者（法人を除く）が、日本郵便株式会社東北支社長の指定した郵便局へ差し出す第一種郵便物、通常はがき又は盲人用点字郵便物の料金を免除する。

(3) 郵便はがきの無償交付

災害救助法の適用時に、被害世帯当たり通常郵便はがき5枚以内及び郵便書簡1枚を交付する。

(4) 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の取扱いを確保するため必要があるときは、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

(5) 災害寄付金の料金免除の取扱い

地方公共団体、共同募金会等からの申請をもって、被災者救援を目的とする寄付金を郵便振替により送金する場合における通常払込及び通常振替の料金の免除の取扱いを実施する。

(6) 災害ボランティア口座の取扱い

災害ボランティア口座の取扱いを行うこととした場合には、非常災害時におけるボランティア活動を支援するため、郵便振替口座を利用して寄付金を募集し、被災地で活動するボランティア団体に配布する。

5 生活必需品等の安定供給の確保

市は、市内商工会及び関係機関と協力し、生活必需品等の安定供給の確保を図るため、次の措置を講ずる。

- (1) 大規模な災害発生後の生活必需品等の価格及び需給動向の把握に努める。
- (2) 特定物資の指定等
状況により特定物資の指定等を行い、適正な価格で売り渡すよう指示する。
- (3) 関係機関等への協力要請
生活必需品等の著しい不足、価格の異常な高騰を防ぐことを目的として、国、県及び事業者団体等に対し必要に応じ次の協力要請を行う。
 - ① 情報提供
 - ② 調査
 - ③ 集中出荷
 - ④ その他の協力

第6 被災者への支援

1 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給

被災者の生活の再建を支援し、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を目的として一定規模の自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、「被災者生活再建支援法」（以下「支援法」という。）に基づき支援金を支給する。

2 支援法の対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により被害（法第2条1号）が発生した場合で、次のいずれかに該当する自然災害が支援法の対象となる。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害（施行令第1条第1号）
- (2) 10以上の世帯の住宅が全壊した市区町村における自然災害（施行令第1条第2号）
- (3) 100以上の世帯の住宅が全壊した都道府県における自然災害（施行令第1条第3号）
- (4) (1)又は(2)の被害が発生した市町村を含む都道府県で5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万未満に限る。）における自然災害（施行令第1条第4号）
- (5) (3)又は(4)の都道府県に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口10万未満に限る）で、(1)～(3)の区域のいずれかに隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害（施行令第1条第5号）

3 支援法の対象となる世帯

次のいずれかに該当する被災世帯が、支援法の対象となる。

- (1) 居住する住宅が全壊した世帯（以下「全壊世帯」という。）（法第2条第2号イ）
- (2) 住居する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、住宅の倒壊による危険を防止する必要があること、住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準じるやむを得ない事由により、住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯（以下「解体世帯」という。）（法第2条第2号ロ）
- (3) 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、居住する住宅が居住不能となり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（以下「長期避難世帯」という。）（法第2条第2号ハ）
- (4) 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難である世帯（以下「大規模半壊世帯」という。）（法第2条第2号ニ）

4 支援金支給の基準

対象世帯と支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額により支給する。

- (1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	支給額	
	複数世帯	単身世帯
全壊世帯（法第2条第2号イ）	100万円	75万円
解体世帯（法第2条第2号ロ）	100万円	75万円
長期避難世帯（法第2条第2号ハ）	100万円	75万円
大規模半壊世帯（法第2条第2号ニ）	50万円	37.5万円

- (2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	支給額	
	複数世帯	単身世帯
居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 （法第3条第2項第1号）	200万円	150万円
居住する住宅を補修する世帯 （法第3条第2項第2号）	100万円	75万円
居住する住宅を賃借する世帯 （公営住宅を除く）（法第3条第2項第2号）	50万円	37.5万円

※ 住宅の再建方法が2以上に該当する場合の加算支援金の額は、最も高額な支給額とする。

5 支給申請書等の提出

- (1) 支給申請手続き等の説明

市町村は、被災世帯の世帯主に対し、支援制度の内容、支給申請手続き等について説明を行う。

- (2) 書類の発行

市町村は、支給申請書に添付する必要がある下記の書類について、被災世帯の世帯主からの申請に基づき発行する。

- ①住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類
- ②住宅が全壊又は大規模半壊の被害を受けたことがわかる罹災証明書
(住宅に半壊の被害を受け、やむを得ず解体した場合も同様。)
- ③長期避難世帯に該当する旨の証明書面

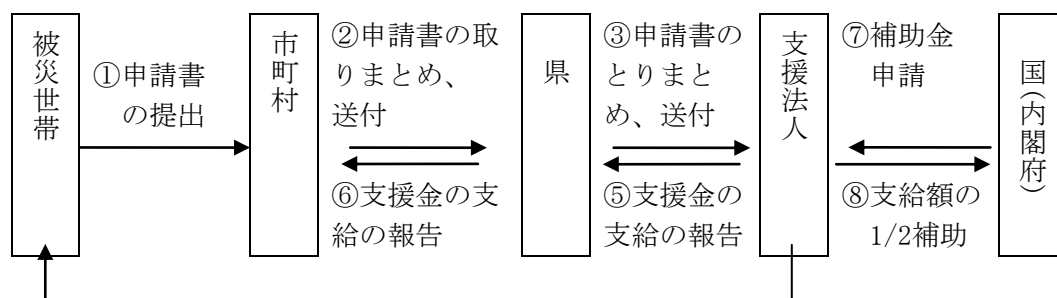
- (3) 支給申請書等の送付

市町村は、被災世帯の世帯主から提出された支給申請書及び添付書類を確認し、速やかに県に送付する。県は、市町村から送付された申請書類を確認し、速やかに被災者生活再建支援法人に送付する。

- (4) 支援金の支給

被災者生活再建支援法人は、支援金の交付を決定したときは、速やかに申請者に対し支援金を支給交付する。

- (5) 支援金支給事務の基本的な流れ



④支援金の支給決定及び支給

第7 被災者への融資

1 農林業関係

市は、天災により農作物、経営施設等に被害を受けた農林業者の再生産等に必要な資金を無利子又は低利で融資し、農林業経営の維持・安定を図る。

また、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と密接な連絡を取りつつ、農業協同組合に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に運用する。

(1) 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出しの迅速化、貸出金の返済猶予等、災害被災者の便益を考慮した的確な措置を講ずる。

(2) 貯金の払戻し及び中途解約に関する措置

① 貯金通帳、届出印鑑等を焼失又は流出した貯金者については、り災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者の貯金の払戻しの利便を図る。

② 事情やむを得ないと認められる災害被災者等に対して、定額貯金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出しに応ずるなどの措置を講ずる。

(3) 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても配慮する。

2 商工関係（中小企業への融資）

市は、市内商工会と協力し、被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金及び事業資金の融通が円滑に行われ、早期の経営安定が図られるよう、措置を講ずる。

3 住宅関係

市は、天災により住宅に被害を受けた市民に対し、住宅金融支援機構から低利で融資を受けるための認定業務及びあっせんを行い、り災者の住宅再建を支援する。

4 福祉関係

(1) 生活福祉資金制度の災害援護資金の貸付

社会福祉協議会は、被災した低所得世帯（災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯を除く）に対し、災害を受けたことによる困窮から、自立更生するのに必要な資金を融資する。

(2) 災害援護資金の貸付

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び伊達市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、生活の立て直しに必要な資金を融資する。

第8 罹災証明書等の交付

前記の第1から第7に掲げた被災者の各種支援措置を実施するためには、罹災証明書等が必要となるため、災害発生後早期に罹災証明書等の交付体制を確立するものとする。

- (1) 市は、災害が発生した場合において、被災者から申請があったときは、遅滞なく住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、災害による被害の程度を証明する書類（罹災証明書）を交付しなければならない。
- (2) 市は災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、担当組織を明確にし、専門的な知識及び経験を有する職員を育成するとともに、他の地方公共団体又は民間の団体と連携の確保その他必要な処置を講じるものとする。
- (3) 罹災証明書の交付にあたっては、被災者の利便を図るために窓口を設置するとともに、被災者への交付手続き等について広報に努めるものとする。
- (4) 伊達地方消防組合は、火災による罹災証明書の交付が迅速かつ適正に事務処理出来るよう組織体制を確立する。この場合において、被災者への交付手続き等についての広報に努める。

第9 被災者台帳の作成

市は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（被災者台帳）を作成することができる。

1 被災者台帳に記載する内容

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家の被害その他市が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) 電話番号その他の連絡先
- (9) 世帯の構成
- (10) 罹災証明書の交付の状況
- (11) 台帳情報を市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- (12) 台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- (13) 被災者台帳の作成にあたって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、被災者に係る個人番号（マイナンバー）
- (14) その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

2 台帳情報の利用及び提供

(1) 台帳情報の提供

市長は、以下のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。なおこの場合、被災者に係る個人番号（マイナンバー）は含まないものとする。

ア 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。

イ 市長が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災

者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

(2) 台帳情報の提供に関し必要な事項

台帳情報の提供を受けようとする者（申請者）は、以下の事項を記載した申請書を台帳情報を保有する市長に提出しなければならない。

- ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
- ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲
- エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係る者が含まれる場合にはその使用目的
- オ 台帳情報の提供に関し市長が必要と認める事項